

平成 22 年 1 月 8 日

金融庁総務企画局企画課
信用制度参事官室 御中

全 国 銀 行 協 会

資金決済に関する法律の施行に伴う政令案・内閣府令案等に対する意見の提出
について

平成 21 年 12 月 7 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと
おり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあ
げます。

以 上

| 項番 | 該当箇所(条項番号等) | 意見 | 理由等 |
|--------------------|---------------------|--|--|
| (資金決済に関する法律施行令案) | | | |
| 1 | 資金決済に関する法律施行令第2条 | <p>「少額の取引」として政令で定める取引については、1日に複数回の資金移動を続けて行うことで、結果として高額が取引が可能となる。少額の取引に限定した法律の趣旨を実現するためには、1件当りの金額だけでなく、1日当りの上限金額も設定することが適当ではないか。</p> <p>また、1件当りの上限金額についても、資金移動業者が新たに新設されるものであり、その業務遂行の実態を見極める必要があると考えられることから、今回の政令案の金額よりも、より少額の金額を定めることが適当ではないか。</p> | <p>資金移動業者が1日の間に複数回の資金移動に取り組むことで、実質的に高額を取引を行うことが可能となるが、1日の上限金額の設定をしない場合、1件当りの金額制限が形骸化し、制度の本来的な意義が薄れてしまう懸念がある。</p> <p>また、供託により資産保全を行う場合、資金移動業者は基準日から1週間以内に供託すればよいため、既存供託金以上の金額の取引を受け入れたときに、一時的に利用者が保護されない状態が発生する。複数回の取引を依頼した大口顧客は、多額の損害を受けるリスクを負うことになると考えられるので、1日の取扱金額の上限設定は、利用者一人当りのリスクの減少につながり、その保護に資する。</p> <p>国会審議において、資金移動業の新設に当たり、今後、その業務遂行の実態を十分見極める必要があるため、今回は少額の取引として政令で定めるものに限定して制度を設けることとした旨の政府答弁があり、資金移動業者の業務遂行の実態が明確になるまで、1日の取引金額に上限を設けることや、1件当りの金額をより少額の金額とすることは、より円滑な制度の実施につながるものとする。</p> |
| (前払式支払手段に関する内閣府令案) | | | |
| 2 | 前払式支払手段に関する内閣府令第42条 | <p>例外的に払戻しを認める場合として、第1号の「基準日を含む基準期間における払戻金額の総額が、当該基準日の直前の基準期間において発行した前払式支払手段の発行額の一定割合を超えない場合」、および、第2号の「基準日を含む基準期間における払戻金額の総額が、当該基準期間の直前の基準日における基準日未使用残高の一定割合を超えない場合」のいずれも満たすことを要件とするとともに、第1号の「一定割合」については、「百分の二十」ではなく、より低い水準を設定することが適当ではないか。</p> | <p>前払式支払手段の払戻しについては、原則として禁止することとしつつ、利用者の利便性を考慮して必要な場合に限り例外的に払戻しを認めることとしたと理解している。さらに、例外的に払戻しを認める場合であっても、例えば、為替取引としての利用に結びつかないよう一定期間中の発行総額に対する一定割合までとする等の要件を課す旨の検討がなされたと承知している。</p> <p>こうした中、基準期間における払戻金額の総額の直前の基準期間における発行額に対する割合の上限を設定するに当たっては、特に消費が早い前払式支払手段について換金を容易ならしめることにより為替取引としての利用に結びつくことがないよう措置する必要がある。「百分の二十」では当該規定の趣旨を損なうことが懸念されることから、基準期間における払戻金額の総額、直前の基準日における未使用残高に対する割合の上限規制を重畳的に課すとともに、その水準について、より低いものとする必要があると考えられる。</p> |

| 項番 | 該当箇所(条項番号等) | 意見 | 理由等 |
|--------------------------------|---|--|--|
| (資金移動業者に関する内閣府令案) | | | |
| 3 | 資金移動業者に関する内閣府令第11条 | 国内利用者と国外利用者の債務額の区分基準を明確に示していただきたい。例えば、銀行口座を利用した海外送金の場合、資金移動業者名義の海外口座に入金となった資金(受取人の口座には未着金)は、国外利用者の債務額には該当しないという理解でよいか。 | 確認のため。 |
| 4 | 資金移動業者に関する内閣府令第19条第10号 | 信託契約資金移動業者は、業者自身の営業日を基準として、要履行保証額を翌営業日に信託するとの規定となっているが、実際に信託する日については銀行営業日の影響を考慮し、業者自身の翌営業日以降で、かつ、信託銀行の直近の営業日に信託を行うという趣旨でよいか。 | 例えば、土・日曜に営業を行う資金移動業者の場合、土曜日の要履行保証額については、資金移動業者の翌営業日にあたる日曜日に信託をする必要があると思われるが、日曜日は銀行休業日にあたるため、信託銀行側では受託不可能となるため。 |
| 5 | 資金移動業者に関する内閣府令第19条第10号 | 信託契約資金移動業者は、各営業日において信託されている信託財産の額が、その「直前」の営業日における要履行保証額以上の額となるように規定されているが、例えば当日中に要履行保証額の全額が信託されるようなビジネスモデルの場合には、前日ではなく「当日」の未達債務額が信託されていればよいといった取扱いも認められるか。 | 当日の未達債務の保全がなされている方が、保全の意義は高く、資金移動業者の資金負担も少ないと考えられるため。 |
| 6 | 資金移動業者に関する内閣府令第27条 | 委託先の定義を明確に示していただきたい。仮に、銀行を介した資金移動の場合、銀行も「委託先」となり、資金移動業者の監督を受けることになるという理解でよいか。 | 確認のため。 |
| 7 | 資金移動業者に関する内閣府令第27条 | 資金移動業者が海外送金を実施する形態として、実際の資金送金を取引単位毎ではなく、一定期間分の取引をまとめて銀行経由SWIFTで資金を送金する形態が考えられる。かかる形態で銀行が送金部分の委託を受けた場合、資金移動業者が個別取引の資金用途の確認や本人確認を実施しており、銀行は個別取引の適法性確認の義務を負わないとの認識でよいか。銀行が資金移動業者からの送金業務の委託を受けた場合の責任範囲を明確に示していただきたい。 | 資金移動業者において本人確認等を実施しており、銀行での二重チェックは不要と考えるため。 |
| (銀行法施行規則案・長期信用銀行法施行規則案) | | | |
| 8 | 銀行法施行規則第13条第2号の2 長期信用銀行法施行規則第4条第1号の3 | 銀行等および保険会社は、「資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介」等を行うことが可能であるが、資金移動業者が登録制であることから、一般事業法人が当該業務を行うことは不可能であるとの理解でよいか。 | 確認のため。 |